

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【四半期会計期間】	第61期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社永谷園
【英訳名】	NAGATANIEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 永谷 泰次郎
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋二丁目36番1号
【電話番号】	03-3432-2511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 松村 雅彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目36番1号
【電話番号】	03-3432-2511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 松村 雅彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 第3四半期 連結累計期間	第61期 第3四半期 連結累計期間	第60期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高(百万円)	53,075	52,908	68,516
経常利益(百万円)	3,910	4,003	3,666
四半期(当期)純利益(百万円)	2,318	2,480	2,199
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,459	3,045	2,842
純資産額(百万円)	26,650	27,750	25,625
総資産額(百万円)	55,797	68,128	56,072
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	60.91	68.08	57.98
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	47.6	40.6	45.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,337	4,533	4,788
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,033	9,163	1,362
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,943	5,713	2,532
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	7,537	9,153	8,070

回次	第60期 第3四半期 連結会計期間	第61期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	40.28	42.92

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、主力ブランド「ピアードパパ」を有する株式会社麦の穂ホールディングスの全株式を取得し、連結子会社といたしました。これに伴い、当社グループは連結子会社が5社、持分法適用関連会社が1社増加いたしました。

なお、株式会社麦の穂ホールディングスを子会社化したことに伴うセグメント区分につきましては、従来の報告セグメントである「食料品事業」から区分し、報告セグメント以外の「その他」としております。この結果、当第3四半期連結会計期間末では、当社グループは、当社と連結子会社13社及び非連結子会社4社、持分法適用関連会社1社、持分法非適用関連会社1社により構成されることとなります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、子会社が増加したことにより新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)フランチャイズ事業

当社グループは、株式会社麦の穂ホールディングス傘下にて、フランチャイズ方式を採用しており、フランチャイズ加盟店オーナーとのフランチャイズ契約に基づいて、当社グループが保有するブランド名にてチェーン展開をしております。したがって、フランチャイズ加盟店において不祥事等が発生し、チェーン全体のイメージに影響を受けた場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループもしくはフランチャイズ加盟店オーナーの要因により、フランチャイズ加盟店との間にトラブル等が発生した場合、フランチャイズ契約の解消、訴訟の発生等、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2)海外での事業展開

当社グループは、海外（米国および中華人民共和国）に現地法人を置いて、直営店の運営、フランチャイズ展開その他の事業活動を行っております。これらの海外への進出には、予想しない法律または規制の変更、政治情勢の悪化、為替レートの変動等その他要因により、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成25年10月22日開催の取締役会において、株式会社麦の穂ホールディングスの全株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結の上、11月28日に子会社化いたしました。

なお、詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、日銀による金融緩和や政府による経済政策への期待感から株価上昇や円安基調が進み、景気回復に明るい兆しが見られたものの、欧州経済の長期低迷や新興国をはじめとする世界経済の成長鈍化など懸念要因もあり、国内景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く市場環境は、高額商品などにおける消費意欲の向上も見られましたが、消費税増税や円安による原材料価格の高騰などを背景とした物価上昇不安から、消費者の節約志向は高く、依然として厳しい状況が続いております。

このような経営環境の下、当社グループにおきましては、「企業戦略の充実」と「新価値提案力の更なるアップ」を経営課題として、グループ総力を挙げて取り組んでまいりました。

「企業戦略の充実」につきましては、新たな事業領域への進出と既存事業との相乗効果を目的に、平成25年11月に主力ブランド「ピアードパバ」を有する株式会社麦の穂ホールディングスの全株式を取得いたしました。同社は“食”に対する姿勢、企業風土の面で、当社グループとの親和性が非常に高いことに加えて、これから経済成長が見込まれるASEAN地域をはじめ、国内外に「直営」「フランチャイズ」という販売チャネルを有していることから、子会社化いたしました。

「新価値提案力の更なるアップ」につきましては、今までにない本格的な味わいとサクサクとした食感を特長とした平成25年8月発売の「超ふりかけ」が、お客様から高い支持をいただき売上に貢献いたしました。さらには、機能性商品の充実を目的に平成25年8月に発売した、玉ねぎに多く含まれる栄養素ケルセチンが入った「たまねぎのちから サラサラたまねぎスープ」が好調に推移し、日本食糧新聞社が主催する平成25年度食品ヒット大賞にて「優秀ヒット賞」を受賞いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高529億8百万円（前年同期比0.3%減）、営業利益39億90百万円（同4.3%増）、経常利益40億3百万円（同2.4%増）、四半期純利益24億80百万円（同7.0%増）となりました。

なお、株式会社麦の穂ホールディングスにつきましては、当第3四半期連結会計期間末に連結の範囲に含めたため、当第3四半期連結累計期間における四半期連結損益計算書への影響はありません。

また、セグメント区分につきましては、従来の報告セグメントである「食料品事業」から区分し、報告セグメント以外の「その他」としております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローは、営業活動及び財務活動による現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の増加額が、投資活動による資金の減少額を上回ったことにより、10億82百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末の資金残高は、91億53百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加額は45億33百万円（前第3四半期連結累計期間は43億37百万円の増加）となりました。これは主に、売上債権の増加があったものの、税金等調整前四半期純利益の計上により資金が増加したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少額は91億63百万円（前第3四半期連結累計期間は10億33百万円の減少）となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出があったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結累計期間における財務活動による資金の増加額は57億13百万円（前第3四半期連結累計期間は29億43百万円の減少）となりました。これは主に、子会社株式の取得に伴う短期借入金による資金調達を行ったことによるものです。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様が決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えております。

2) 基本方針の実現に資する取組みについて

創業以来、当社及び当社グループは創意と工夫で他にはない優れた価値を持つ商品やサービスをお客様にお届けしようと努力してまいりました。その結果、今日の「永谷園ブランド」の地位があります。そして、「永谷園ブランド」を支持してくださるお客様の期待に応えるためにも、当社及び当社グループは常に新しい価値を提供し続けてまいります。そのために、これまでの取組みをいっそう強化するとともに、当社グループならではの新商品の投入により市場における「永谷園ブランド」の提供及び価値の向上にチャレンジしてまいります。

これらの課題を着実に実行することで、当社及び当社グループの持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

3) 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

本プランの概要につきましては、以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載されている平成23年5月13日付「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

（当社ホームページ：http://www.nagatanien.co.jp/ir/library_brief_note.html）

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付等

本プランは当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

「本必要情報」の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供させていただきます。

ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、当社取締役会で延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を「意向表明書」受領から最大で60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了した時は、その時点で直ちに取締役会評価期間（にて後述いたします。）を設定するものとしたします。（ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行なった後又は情報提供期間満了後、その翌日を開始日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうものとしたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行なうものとしたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合は、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

取締役会の決議

当社取締役会は、に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認められる対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものとしたします。

当社取締役会は、上記の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、()買付者等が大規模買付等を中止した場合又は()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとしたします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

大規模買付等の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとしたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行なうこととしたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

4) 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されたものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを平成23年6月29日開催の当社第58回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました。上記3)(3)に記載したとおり、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行なう当社取締役会の諮問機関として独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3)(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3)(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成を一度に変更することができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費の総額は、4億47百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
(株)サンフレッ クス永谷園	新工場 (福島県 いわき市)	食料品事業	フリーズ ドライ商品 生産工場 土地・建物	1,500	305	借入金	平成25年10月	未定

(注) 上記金額には、消費税は含んでおりません。

(6) 従業員数

連結会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは株式会社麦の穂ホールディングスの全株式を取得し、連結子会社といたしました。これに伴い報告セグメント以外の「その他」において233名増加しております。

なお、従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	116,000,000
計	116,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	38,277,406	38,277,406	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	38,277,406	38,277,406		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自平成25年10月1日 至平成25年12月31日		38,277		3,502		6,409

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,806,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 36,116,000	36,116	-
単元未満株式	普通株式 355,406	-	-
発行済株式総数	38,277,406	-	-
総株主の議決権	-	36,116	-

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社永谷園	東京都港区西新橋 二丁目36番1号	1,806,000	-	1,806,000	4.72
計	-	1,806,000	-	1,806,000	4.72

（注）上記のほか、平成25年12月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式400,000株を取得しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,094	9,155
受取手形及び売掛金	10,886	12,571
商品及び製品	2,919	3,213
仕掛品	482	537
原材料及び貯蔵品	3,813	3,448
その他	1,144	1,783
貸倒引当金	4	8
流動資産合計	27,337	30,701
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	14,586	16,115
減価償却累計額	9,250	10,156
建物及び構築物(純額)	5,336	5,958
機械装置及び運搬具	12,778	13,438
減価償却累計額	9,785	10,202
機械装置及び運搬具(純額)	2,992	3,235
土地	11,197	11,502
リース資産	2,146	1,991
減価償却累計額	1,062	1,004
リース資産(純額)	1,083	987
建設仮勘定	55	29
その他	1,756	2,007
減価償却累計額	1,427	1,637
その他(純額)	329	369
有形固定資産合計	20,994	22,083
無形固定資産		
のれん	15	6,555
その他	140	147
無形固定資産合計	156	6,703
投資その他の資産		
投資有価証券	6,174	6,964
その他	1,508	1,780
貸倒引当金	98	105
投資その他の資産合計	7,584	8,639
固定資産合計	28,735	37,427
資産合計	56,072	68,128

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,104	8,142
1年内償還予定の社債	7,000	-
短期借入金	3,894	11,368
未払法人税等	249	952
賞与引当金	520	267
その他	6,188	7,147
流動負債合計	24,957	27,879
固定負債		
社債	-	5,000
長期借入金	2,387	4,190
退職給付引当金	680	731
資産除去債務	52	216
その他	2,369	2,360
固定負債合計	5,490	12,498
負債合計	30,447	40,378
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,502	3,502
資本剰余金	6,509	6,509
利益剰余金	19,825	21,740
自己株式	1,590	1,946
株主資本合計	28,246	29,806
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	604	1,150
土地再評価差額金	3,303	3,303
その他の包括利益累計額合計	2,699	2,152
少数株主持分	77	96
純資産合計	25,625	27,750
負債純資産合計	56,072	68,128

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	53,075	52,908
売上原価	28,835	28,783
売上総利益	24,240	24,124
販売費及び一般管理費		
販売促進費	9,183	9,313
賞与引当金繰入額	101	104
その他	11,128	10,715
販売費及び一般管理費合計	20,413	20,133
営業利益	3,826	3,990
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	103	109
不動産賃貸料	92	92
その他	88	79
営業外収益合計	285	283
営業外費用		
支払利息	97	85
その他	104	184
営業外費用合計	201	270
経常利益	3,910	4,003
特別損失		
固定資産除却損	85	-
投資有価証券評価損	219	5
関係会社出資金評価損	-	104
会員権評価損	99	-
社葬費用	7	-
特別損失合計	412	109
税金等調整前四半期純利益	3,497	3,893
法人税等	1,162	1,400
少数株主損益調整前四半期純利益	2,335	2,493
少数株主利益又は少数株主損失()	17	12
四半期純利益	2,318	2,480

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,335	2,493
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	124	552
その他の包括利益合計	124	552
四半期包括利益	2,459	3,045
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,442	3,026
少数株主に係る四半期包括利益	17	18

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,497	3,893
減価償却費	1,178	1,234
のれん償却額	23	15
貸倒引当金の増減額(は減少)	4	1
賞与引当金の増減額(は減少)	302	311
退職給付引当金の増減額(は減少)	106	50
受取利息及び受取配当金	104	111
支払利息	97	85
投資有価証券売却損益(は益)	0	0
投資有価証券評価損益(は益)	219	5
関係会社出資金評価損	-	104
その他の営業外損益(は益)	5	12
その他の償却額	17	25
有形固定資産除売却損益(は益)	81	37
会員権評価損	99	-
社債発行費	-	29
売上債権の増減額(は増加)	479	1,386
たな卸資産の増減額(は増加)	436	465
仕入債務の増減額(は減少)	539	485
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	50	572
未払消費税等の増減額(は減少)	137	101
その他の資産・負債の増減額	7	18
小計	6,448	5,268
利息及び配当金の受取額	106	111
利息の支払額	94	97
法人税等の支払額	2,123	752
法人税等の還付額	0	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,337	4,533

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	16	2
定期預金の払戻による収入	30	24
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,147	1,503
有形固定資産の売却による収入	5	2
有価証券の償還による収入	100	-
関係会社貸付けによる支出	-	20
投資有価証券の取得による支出	8	8
投資有価証券の売却による収入	4	2
差入保証金の差入による支出	3	1
差入保証金の回収による収入	8	4
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	7,649
その他	5	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,033	9,163
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,700	7,300
ファイナンス・リース債務の返済による支出	290	310
長期借入れによる収入	-	2,000
長期借入金の返済による支出	408	371
社債の発行による収入	-	4,970
社債の償還による支出	-	7,000
自己株式の純増減額（は増加）	0	355
配当金の支払額	543	520
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,943	5,713
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	360	1,082
現金及び現金同等物の期首残高	7,176	8,070
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,537	9,153

【注記事項】

(連結範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1)連結の範囲の重要な変更

当第3四半期連結会計期間より、株式会社麦の穂ホールディングスの全株式を取得したことにより、連結子会社5社を新たに連結の範囲に含めております。

なお、支配獲得日を当第3四半期連結会計期間末とみなしているため、貸借対照表のみを連結していません。

(2)持分法適用の範囲の重要な変更

当第3四半期連結会計期間より、株式会社麦の穂ホールディングスの全株式を取得したことにより、持分法適用関連会社1社を新たに持分法適用の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算してあります。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金勘定	7,555百万円	9,155百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	18	2
現金及び現金同等物	7,537	9,153

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	294	7.75	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年11月2日 取締役会	普通株式	294	7.75	平成24年9月30日	平成24年12月10日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	282	7.75	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年11月1日 取締役会	普通株式	282	7.75	平成25年9月30日	平成25年12月10日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年12月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式400,000株を351百万円で取得しました。主にこの影響により、当第3四半期連結累計期間において自己株式が356百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が1,946百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

当社グループは、食料品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	食料品事業		
売上高			
外部顧客への売上高	52,908		52,908
セグメント間の内部売上高又は振替高			
計	52,908		52,908
セグメント利益又はセグメント損失()	3,990		3,990

(注)「その他」の区分において、当第3四半期連結会計期間に株式会社麦の穂ホールディングスの全株式を取得したことにより、連結子会社5社を新たに連結の範囲に含めております。これにより、前連結会計年度の末日に比べ、「その他」の資産の金額が11,202百万円増加しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「その他」の区分において、当第3四半期連結会計期間に株式会社麦の穂ホールディングスの全株式を取得したことにより、連結子会社5社を新たに連結の範囲に含めております。当該事象によるのれんの増加額は6,555百万円であります。

なお、のれんの金額につきましては取得原価の配分が完了していないため、暫定的に計算された金額であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社麦の穂ホールディングス
事業の内容 飲食店の経営 他

(2) 企業結合を行った主な理由

主力ブランドが国内外において非常に高い評価を博しており、“食”に対する姿勢、企業風土の面で親和性が非常に高いと考えております。加えて、これから経済成長が見込まれるASEAN地域をはじめ、国内外に「直営」「フランチャイズ」という販売チャネルを有しており、加工食品分野における新たな事業領域への進出と既存事業との相乗効果を図るためであります。

(3) 企業結合日

平成25年11月28日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 取得した議決権比率

100%

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社麦の穂ホールディングスの発行済株式の100%を取得したためであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を当第3四半期会計期間末としているため、当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書には被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	9,299百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	155
取得原価		9,454

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

6,555百万円

なお、のれん

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。

(3) 償却方法及び償却期間

効果の発現する期間にわたって均等償却いたします。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	60円91銭	68円8銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,318	2,480
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,318	2,480
普通株式の期中平均株式数(千株)	38,058	36,432

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年11月1日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1)中間配当による配当金の総額 | 282百万円 |
| (2)1株当たりの金額 | 7円75銭 |
| (3)支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成25年12月10日 |

(注)平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

株式会社永谷園

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 麻生 和孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 玉井 哲史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社永谷園の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社永谷園及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。